

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

昭島市長

## 公表日

令和6年5月24日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令197号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施その他必要な措置を行う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種法、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に共通する事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 接種券の発送</li><li>② 接種券等の再発行</li><li>③ ワクチン接種記録システム(VRS)及び健康管理システム(予防接種台帳管理システム)への予防接種記録の登録及び管理</li><li>④ ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた他区市町村への接種記録の照会・提供</li><li>⑤ 情報提供ネットワークシステムによる他区市町村への接種記録の照会・提供</li><li>⑥ 予防接種証明書の交付</li><li>⑦ 国及び東京都等への事業報告</li></ul> <p>(2) 予防接種法、予防接種法施行令に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 予防接種を受けたことが原因により疾病、障害又は死亡した場合において行う給付に係る事務</li><li>② ①の給付の届出の受理、審査又は届出に対して応答するための事務</li></ul> <p>※番号法別表第2に基づいて、市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の事務に関する特定個人情報を中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、既存住民基本台帳システム、健康管理システム(予防接種台帳管理システム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項並びに別表第一の10の項及び93の2の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条及び第67条の2</li><li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号及び別表第2</li></ul> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・16の2、17、18、19及び115の2の項</li></ul> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・16の2、16の3及び115の2の項</li></ul> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2</p>	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長

## 6. 他の評価実施機関

--	--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号  
東京都昭島市保健福祉部健康課  
電話番号042-544-5126

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号  
東京都昭島市保健福祉部健康課  
電話番号042-544-5126

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-1-② 事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の記録等を行う。</p>	<p>1. 予防接種法(昭和23年法律第68号)、予防接種法施行令(昭和23年政令197号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するために予防接種の実施その他必要な措置を行う。</p>	事前	
令和4年3月11日	I-1-② 事務の概要	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)では、次の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	<p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 予防接種法、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に共通する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 接種券の発送</li> <li>② 接種券等の再発行</li> <li>③ ワクチン接種記録システム(VRS)及び健康管理システム(予防接種台帳管理システム)への予防接種記録の登録及び管理</li> <li>④ ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>⑤ 情報提供ネットワークシステムによる他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>⑥ 予防接種証明書の交付</li> <li>⑦ 国及び東京都等への事業報告</li> </ol> <p>(2) 予防接種法、予防接種法施行令に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 予防接種を受けたことが原因により疾病、障害又は死亡した場合において行う給付に係る事務</li> <li>② ①の給付の届出の受理、審査又は届出に対して応答するための事務</li> </ol>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-1-② 事務の概要		※番号法別表第2に基づいて、市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の事務に関する特定個人情報を中間サーバーに登録する。	事前	
令和4年3月11日	I-1-③ システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、既存住民基本台帳システム	ワクチン接種記録システム(VRS)、既存住民基本台帳システム、健康管理システム(予防接種台帳管理システム)、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事前	
令和4年3月11日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条</li> <li>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項並びに別表第一の10の項及び93の2の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第10条及び第67条の2</li> <li>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	事前	
令和4年3月11日	I-4-①実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-4-②法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第2</li> </ul> (別表第2における情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>16の2、17、18、19及び115の2の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</li> </ul> (別表第2における情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>16の2、16の3及び115の2の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</li> </ul>	事前	
令和4年3月11日	II-1 いつ時点の計数か	平成33年3月1日 時点	平成34年3月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	II-2 いつ時点の計数か	平成33年3月1日 時点	平成34年3月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年3月11日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月5日	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第2</li> <li>(別表第2における情報照会の根拠)</li> <li>・16の2、17、18、19及び115の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2</li> <li>(別表第2における情報提供の根拠)</li> <li>・16の2、16の3及び115の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号及び別表第2</li> <li>(別表第2における情報照会の根拠)</li> <li>・16の2、17、18、19及び115の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</li> <li>(別表第2における情報提供の根拠)</li> <li>・16の2、16の3及び115の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2</li> </ul>	事後	
令和5年9月8日	I-5 評価実施期間における担当部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部署 保健福祉部健康課</li> <li>②所属長の役職名 健康課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部署 保健福祉部感染症対策担当</li> <li>②所属長の役職名 感染症対策担当課長</li> </ul>	事後	
令和5年9月8日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号</li> <li>東京都昭島市保健福祉部健康課</li> <li>電話番号042-544-5126</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号</li> <li>東京都昭島市保健福祉部感染症対策担当</li> <li>電話番号042-544-5126</li> </ul>	事後	
令和5年9月8日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号</li> <li>東京都昭島市保健福祉部健康課</li> <li>電話番号042-544-5126</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号</li> <li>東京都昭島市保健福祉部感染症対策担当</li> <li>電話番号042-544-5126</li> </ul>	事後	
令和5年9月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年8月23日 時点	事後	
令和5年9月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年8月23日 時点	事後	
令和6年5月24日	I-5 評価実施期間における担当部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部署 保健福祉部感染症対策担当</li> <li>②所属長の役職名 感染症対策担当課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部署 保健福祉部健康課</li> <li>②所属長の役職名 健康課長</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部感染症対策担当 電話番号042-544-5126	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126	事後	
令和6年5月24日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部感染症対策担当 電話番号042-544-5126	郵便番号196-0015 東京都昭島市昭和町4丁目7番1号 東京都昭島市保健福祉部健康課 電話番号042-544-5126	事後	
令和6年5月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年8月23日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年8月23日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	